

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
保育士修学資金貸付制度実施要綱

第1 目 的

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

第2 貸付対象

修学資金の貸付の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者とする。

第3 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、2年間を限度とする。
- 2 貸付額は以下のとおりとする。
 - （1）修学資金
月額50,000円以内とする。
 - （2）入学準備金
1年生は、貸付の初回に200,000円以内を加算することができるものとする。
 - （3）就職準備金
最終回に200,000円以内を加算することができるものとする。
また、月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとする。

第4 保証人

- 1 修学資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 2 保証人は、原則として、秋田県内に在住する満70歳未満の者かつ住民税が加算されているかこれと同程度の収入がある者とする。
- 3 貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は、法定代理人でなければならない。ただし、貸付を受けようとするものが児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合で、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は、児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えないものとする。
- 4 保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第5 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付は、秋田県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）貸付対象者及び連帯保証人との契約により行うものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第6 貸付契約の解除及び貸付の休止

- 1 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月（ただし、当該事由が生じた日が月の初日であるときは、その月）から、復学した日の属する月（ただし、復学した日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。

第7 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金、入学準備金及び就職準備金（以下総称して「修学資金」という。）の返還の債務を免除するものとする。

- （1）養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、秋田県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、秋田県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できるものとする。
- （2）（1）に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

第8 返還

修学資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- （1）修学資金の貸付契約が解除されたとき
- （2）保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき

- (3) 貸付対象者が秋田県内において第7の(1)に規定する業務に従事しなかったとき
- (4) 貸付対象者が秋田県内において第7の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障により業務に従事できなくなったとき

第9 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付を受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 秋田県内において第7の(1)に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

第10 返還の債務の裁量免除

会長は、修学資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 秋田県内において2年以上第7の(1)に規定する業務に従事したとき 返還の債務の額の一部

第11 延滞利子

会長は、修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならぬ日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第12 会計経理

- 1 本事業の会計経理は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき、サービス区分において明確に区分することとする。

- 2 本事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、本事業に関する会計に繰り入れるものとする。
- 3 本事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された修学資金に相当する金額を秋田県に返還するものとする。

第13 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この実施要綱に定めるもののほか別に定める「社会福祉法人秋田県社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度運営要領」及び秋田県が定める「秋田県保育士修学資金貸付事業事務取扱要領」並びに関連通知によるものとする。

(附 則)

この要綱は平成29年6月20日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は平成30年9月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和7年1月20日から施行する。

(附 則)

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和6年12月17日から適用する。ただし、令和6年12月16日以前に貸付決定された者の取扱いは、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。